

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 目的及び責務規定の改正

目的及び責務規定において、油、有害液体物質等及び廃棄物の海底下廃棄による海洋汚染等の防止に係る規定を追加すること。
(第一条及び第二条関係)

第二 定義の改正

一 この法律において、「海底下廃棄」とは、物を海底の下に廃棄すること(貯蔵することを含む。)をいうこととする。

二 この法律において、「海洋施設」とは、海域に設けられる工作物のうち、固定施設により当該工作物と陸地との間を人が往来できるもの及び専ら陸地から油、有害液体物質又は廃棄物の排出又は海底下廃棄をするため陸地に接続して設けられるものを除いたもので、政令で定めるものを行うこととする。

(第三条関係)

第三 油、有害液体物質等及び廃棄物の海底下廃棄の禁止

何人も、環境大臣の許可を受けてする特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄等の例外を除き、油、有害液体

物質等又は廃棄物の海底下廃棄をしてはならないこととすること。

(第十八条の七関係)

第四 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可

一 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をしようとする者は、環境大臣の許可を得なければならないこととする。

(第十八条の八第一項関係)

二 環境大臣は、海底下廃棄をする海域及び海底下廃棄の方法が、当該海底下廃棄をする海域の海洋環境の保全に障害を及ぼすおそれがないものであること、海底下廃棄以外に適切な処分の方法がないものであること等の条件に適合していると認めるときでなければ、当該特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄を許可してはならないこととすること。

(第十八条の九関係)

三 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に係る許可を受けた者は、当該海底下廃棄をした海域の汚染状況の監視を行い、その結果を環境大臣に報告しなければならないこととすること。(第十八条の十二関係)

第五 指定海域の指定

一 環境大臣は、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄がされた海域であつて、海底及びその下の形質の変更が行われることにより当該特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害が生ずるおそれがある

るものとして政令で定めるものを指定海域として指定することとする。 (第十八条の十五関係)

二 指定海域内において海底及びその下の形質の変更をしようとする者は、原則として環境大臣に届け出なければならぬこととし、環境大臣は、その届出に係る海底及びその下の形質の変更の施行方法が基準に適合しないと認めるときは、その届出に係る海底及びその下の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができることとする。 (第十九条の二関係)

第六 その他

一 外国船舶等への法令の適用関係の整理等に関し、次の事項を規定すること。

1 未査定液体物質のうち、第一議定書締約国間において海洋環境の保全の見地から有害であると合意されて輸送される物質であつて、政令で定める要件に該当するものについては、当該物質を有害液体物質とみなして有害液体物質の排出の禁止等に関する規定を適用し、未査定液体物質の輸送の禁止等に関する規定は適用しないこととする。 (第九条の六第五項関係)

2 未査定液体物質のうち、第一議定書締約国間において海洋環境の保全の見地から有害でないと合意されて輸送される物質であつて、政令で定める要件に該当するものについては、未査定液体物質の輸

送の禁止等に関する規定は適用しないこととする。

(第九条の六第六項関係)

3 千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の締約国たる外国において積み込まれた廃棄物の当該締約国の法令に従ってする排出については、船舶からの廃棄物の排出の禁止規定を適用しないこととする。

(第十条第二項関係)

二 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に関し、報告を求め、立入検査を行うことができることとする。

(第四十八条関係)

三 罰則に関し所要の規定の整備を行うこと。

(第五十五条から第六十一条まで関係)

第七 施行期日等

一 この法律の施行期日について定めること。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置等を設けること。

(附則第二条から第四条まで関係)

三 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするこ

と。

(附則第五条関係)